

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	米子市 母子保健事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

米子市は、母子保健事務で特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

米子市長

## 公表日

令和6年8月21日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事務
②事務の概要	母子保健法に基づき、以下の事業を実施している。 ①保健指導の実施 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施 ④妊娠の届出の受理 ⑤妊娠の届出に係る事実の確認 ⑥母子健康手帳の交付 ⑦母子健康手帳交付台帳の整備 ⑧母子健康手帳の再交付 ⑨妊産婦の訪問指導 ⑩こども家庭センター事業の実施に関する事務  番号法の規定に従い、特定個人情報を保健指導・訪問指導・健康診査の実施管理、妊娠届・母子手帳の受理管理等に利用する。
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
母子健康管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表 70の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第40条第1号～第8号・12号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、71、80、112の項  (特定個人情報の照会) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども総本部 こども相談課
②所属長の役職名	こども相談課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒683-0811 米子市錦町1丁目139番地3 米子市福祉保健総合センター 米子市 こども総本部 こども相談課 電話 0859-23-5467
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒683-0811 米子市錦町1丁目139番地3 米子市福祉保健総合センター 米子市 こども総本部 こども相談課 電話 0859-23-5467

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月8日	I-5-②	健康対策課長 岩崎 豪	健康対策課長	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年2月8日	I-7	(省略)	〒683-8686 米子市錦町1丁目139番地3 米子市福祉保健総合センター 米子市 福祉保健部 健康対策課 電話 0859-23-5451	事後	見直しによる軽微な修正
平成31年2月8日	II-1、II-2	平成27年7月1日時点	平成31年1月4日時点	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年2月8日	IV	なし	新規追加	事後	様式の変更に伴う修正
令和2年1月30日	I-1-②	母子保健法に基づき、以下の事業を実施している。 ①保健指導の実施 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施 ④妊娠の届出の受理 ⑤妊娠の届出に係る事実の確認 ⑥母子健康手帳の交付 ⑦母子健康手帳交付台帳の整備 ⑧母子健康手帳の再交付 ⑨妊産婦の訪問指導  番号法の規定に従い、特定個人情報を保健指導・訪問指導・健康診査の実施管理、妊娠届・母子手帳の受理管理等に利用する。	母子保健法に基づき、以下の事業を実施している。 ①保健指導の実施 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施 ④妊娠の届出の受理 ⑤妊娠の届出に係る事実の確認 ⑥母子健康手帳の交付 ⑦母子健康手帳交付台帳の整備 ⑧母子健康手帳の再交付 ⑨妊産婦の訪問指導 ⑩養育医療の給付又は費用の支給・徴収  番号法の規定に従い、特定個人情報を保健指導・訪問指導・健康診査の実施管理、妊娠届・母子手帳の受理管理等に利用する。	事後	要綱変更に伴う修正
令和2年1月30日	I-3	番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第40条第1号～第8号・第10号	番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第40条第1号～第10号	事後	要綱変更に伴う修正
令和2年1月30日	I-4-②	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第7号及び別表第2 56の2の項  (特定個人情報の照会) なし	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第7号及び別表第2 26の項、56の2の項、87の項  (特定個人情報の照会) 番号法第19条第7号及び別表第2 70の項	事後	要綱変更に伴う修正
令和2年7月17日	II-1、II-2	平成31年1月4日時点	令和2年5月12日時点	事後	再実施に伴う修正
令和3年7月1日	II-1、II-2	令和2年5月12日時点	令和3年5月25日時点	事後	見直しによる修正
令和3年7月1日	I-4-②	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第7号及び別表第2 26の項、56の2の項、87の項 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第7号及び別表第2 70の項	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第8号及び別表第2 26の項、56の2の項、87の項 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第8号及び別表第2 70の項	事前	番号法の改正による修正 令和3年9月1日より施行
令和4年7月1日	I-5-①	福祉保健部 健康対策課	こども総本部 こども相談課	事後	所管課変更による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月1日	I-5-②	健康対策課長	こども相談課長	事後	所管課変更による修正
令和4年7月1日	I-7	〒683-8686 米子市錦町1丁目139番地3 米子市福祉保健総合センター 米子市 福祉保健部 健康対策課 電話 0859-23-5451	〒683-8686 米子市錦町1丁目139番地3 米子市福祉保健総合センター 米子市 こども総本部 こども相談課 電話 0859-23-5467	事後	所管課変更による修正
令和4年7月1日	I-8	〒683-8686 米子市錦町1丁目139番地3 米子市福祉保健総合センター 米子市 福祉保健部 健康対策課 電話 0859-23-5451	〒683-8686 米子市錦町1丁目139番地3 米子市福祉保健総合センター 米子市 こども総本部 こども相談課 電話 0859-23-5467	事後	所管課変更による修正
令和4年7月1日	II-1、II-2	令和3年5月25日時点	令和4年5月26日時点	事後	見直しによる修正
令和5年1月6日	I-1-③	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能	事前	電子申請開始による修正
令和5年4月1日	I-1-②	⑩養育医療の給付又は費用の支給・徴収	削除	事後	所管課変更による修正
令和5年8月8日	II-1、II-2	令和4年5月26日時点	令和5年6月27日時点	事後	見直しによる修正
令和6年8月21日	I-1-②	母子保健法に基づき、以下の事業を実施している。 ①保健指導の実施 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施 ④妊娠の届出の受理 ⑤妊娠の届出に係る事実の確認 ⑥母子健康手帳の交付 ⑦母子健康手帳交付台帳の整備 ⑧母子健康手帳の再交付 ⑨妊産婦の訪問指導  番号法の規定に従い、特定個人情報を保健指導・訪問指導・健康診査の実施管理、妊娠届・母子手帳の受理管理等に利用する。	①保健指導の実施 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施 ④妊娠の届出の受理 ⑤妊娠の届出に係る事実の確認 ⑥母子健康手帳の交付 ⑦母子健康手帳交付台帳の整備 ⑧母子健康手帳の再交付 ⑨妊産婦の訪問指導 ⑩こども家庭センター事業の実施に関する事務  番号法の規定に従い、特定個人情報を保健指導・訪問指導・健康診査の実施管理、妊娠届・母子手帳の受理管理等に利用する。	事後	新規事業に伴う修正
令和6年8月21日	I-3	番号法第9条第1項及び別表第1 49の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第40条第1号～第10号	番号法第9条第1項及び別表 70の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第40条第1号～第8号・12号	事後	番号法改正による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月21日	I-4-②	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第8号及び別表2 26の項 56の2の項 87の項 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第8号及び別表第2 70の項	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、71、80、112の項 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項	事後	番号法改正による修正
令和6年8月21日	II-1、II-2	令和5年6月27日時点	令和6年7月3日時点	事後	見直しによる修正